事　務　連　絡
令和５年３月 29 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和４年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添１から別添４までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和４年３月４日保医発 0304 第３号）（別添１）
・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第 11 号）（別添２）
・「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて」
（令和４年９月５日保医発 0905 第１号）（別添３）
・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（看護の処遇改善）」
（令和４年９月５日保医発 0905 第２号）（別添４）

（別添１）

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

（令和４年３月４日保医発 0304 第３号）

第１　特掲診療料の施設基準等

第２ 届出に関する手続き

別添２

様式5の 12 の2

生殖補助医療管理料に係る報告書

医療機関名：

報告年月日：　　年　7月　　日

1　配置人員、治療内容、実施事項について（必須記載事項）
（□には、該当するものに「✓」を記入すること。）

1－1 配置人員	産婦人科専門医 　うち、生殖医療専門医 泌尿器科専門医 　うち、生殖医療専門医 看護師 胚培養士／エンブリオロジスト コーディネーター カウンセラー	（　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名

	治療の種類	年間実施件数（　　年度）
1－2 治療内容	人工授精 採卵術 体外受精 顕微授精 新鮮胚移植 凍結・融解胚移植	（　　）件 （　　）件 （　　）件 （　　）件 （　　）件 （　　）件

1－3 実施事項	自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）への登録を行っている。		□　該当する □　該当しない
	自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとっている。（自医療機関で分娩を取り扱っている場合は回答不要）		□　該当する □　該当しない
	国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力している。		□　該当する □　該当しない
	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	□　該当する □　該当しない
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	□　該当する □　該当しない
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	□　該当する □　該当しない

	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	□　該当する □　該当しない
	⑤	自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	□　該当する □　該当しない
	⑥	体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築しており、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士／エンブリオロジストのいずれかの職種の職員２名以上で行っている。	□　該当する □　該当しない
	倫理委員会を設置している ※　委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる		□　該当する □　該当しない
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している		□　該当する □　該当しない
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上としている		□　該当する □　該当しない
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している		□　該当する □　該当しない

２　治療実績、来院患者情報、治療指針について（任意記載）

２－１　治療実績について

○　前年度に、治療開始時点において 35 歳以上 40 歳未満である女性に対して実施した治療の実績

【新鮮胚（卵）を用いた治療成績】

	IVF-ET	Split	ICSI	合計
採卵総回数（回）				
移植総回数（回）				
妊娠数（回）				
生産分娩数（回）				
移植あたり生産率（%）				

IVF-ET：採卵により得られた全ての卵子に対し、体外受精を実施
Split：採卵により得られた卵子に対し、体外受精と顕微授精に分けて実施
ICSI：採卵により得られた全ての卵子に対し、顕微授精を実施

【凍結胚を用いた治療成績】

	融解胚子宮内移植
移植総回数（回）	
妊娠数（回）	
生産分娩数（回）	
移植あたり生産率（%）	

２－２　来院患者情報

○　前年度に体外受精・顕微授精・胚移植を行った患者数（実数）

25 歳未満：（　　）名
25 歳以上 30 歳未満：（　　）名
30 歳以上 35 歳未満：（　　）名
35 歳以上 40 歳未満：（　　）名
40 歳以上 43 歳未満：（　　）名
43 歳以上：（　　）名

２－３　治療指針について

○　施設における統一された治療指針がありましたら記載して下さい。

（治療指針の例）
・　治療のステップアップ・ステップダウンに関する考え方
・　年齢に応じた治療の選択
・　調節卵巣刺激法（自然周期・低刺激、高刺激等）の選択
　等

［記載上の注意］

１　各項目について、報告年の４月１日時点の状況について記載すること。

２　「１－１」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の１週間の勤務時間が、32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。（医療法第 25 条第１項）

３　「１－１」の配置人員について、胚培養士／エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。

４　「１－１」の配置人員について、コーディネーター及びカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士／エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーター及びカウンセラーには含めないこと。

５　「１－２」の治療内容、「２－１」の治療実績及び「２－２」の来院患者情報については、報告の前年度１年間の実績を記載すること。

様式 87 の 42 の2

精巣内精子採取術に係る報告書

医療機関名：

報告年月日：　　年　7月　　日

1　配置人員、治療内容、実施事項について（必須記載事項）

（□には、該当するものに「✓」を記入すること。）

1－1 配置人員	泌尿器科専門医 　うち、生殖医療専門医 産婦人科専門医 　うち、生殖医療専門医 看護師 コーディネーター カウンセラー	（　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名 （　　）名

1－2 治療内容	治療の種類	年間実施件数（　　年度）
	精巣内精子採取術 顕微鏡下精巣内精子採取術	（　　）件 （　　）件

1－3 実施事項	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	□　該当する □　該当しない
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	□　該当する □　該当しない
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	□　該当する □　該当しない
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	□　該当する □　該当しない
	⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	□　該当する □　該当しない
	倫理委員会を設置している ※　委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる		□　該当する □　該当しない
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している		□　該当する □　該当しない
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上としている		□　該当する □　該当しない
	国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力している。		□　該当する □　該当しない

	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している	□　該当する □　該当しない

2　来院患者情報について（任意記載）

２－１　来院患者情報
○　前年度に精巣内精子採取術を行った患者数（実数） 20 歳未満：（　　）名 20 歳以上 30 歳未満：（　　）名 30 歳以上 40 歳未満：（　　）名 40 歳以上 50 歳未満：（　　）名 50 歳以上：（　　）名

［記載上の注意］

1　各項目について、報告年の４月１日時点の状況について記載すること。

2　「１－１」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の１週間の勤務時間が、32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。（医療法第 25 条第１項）

3　「１－１」の配置人員について、コーディネーターおよびカウンセラーについては、泌尿器科専門医・産婦人科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。

4　「１－２」の治療内容及び「２－１」の来院患者情報については、報告の前年度１年間の実績を記載すること。

（別添２）

特定診療報酬算定医療機器の定義等について
（令和４年３月４日保医発 0304 第 11 号）

別表１

Ⅰ　医科点数表関係

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	種別	一般的名称			
手術用ロボット手術ユニット（Ⅰ）	機械器具（12）理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット	三次元画像を通して、術者の内視鏡手術器具操作を支援することが可能なもの	通則 18	内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる手術
				K655-2	腹腔鏡下胃切除術 ３　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
				K655-5	腹腔鏡下噴門側胃切除術 ３　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
				K657-2	腹腔鏡下胃全摘術 ４　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
				K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
				K773-6	腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
				K843-4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）